



薬食監麻発 0116 第 4 号  
平成 27 年 1 月 16 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長  
(公 印 省 略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 43 条第 1 項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部改正について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 43 条第 1 項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和 38 年厚生省告示第 279 号。以下「検定告示」という。）を別添のとおり一部改正したので、下記の改正要旨等について御了知の上、貴管下関係業者等に対する周知をお願いします。

#### 記

#### 1 改正要旨

- ① 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号。以下「施行規則」という。）第 197 条第 1 項ただし書きの規定により、一の製造期間内に一連の製造工程により均質性を有するように製造された同一の一般的名称の医薬品であって、容量のみが異なるものについて、同時に検定の申請を一の検定申請書において行う場合、手数料及び試験品の数量は、検定告示で定める 1 件分の手数料及び試験品の数量とした。なお、施行規則第 197 条第 1 項のただし書きを適用する場合については、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う検定の取扱いについて」（平成 27 年 1 月 16 日薬食監麻発 0116 第 1 号厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知）を参照すること。



- ② 製剤技術の進展等の状況を踏まえ、別紙1のとおり試験を廃止するとともに、試験品の数量を変更した。
- ③ 試験技術の進歩及び試験に要する実費等を勘案し、手数料を見直した。

## 2 適用時期

公布日（平成27年1月16日）

## 3 標準的事務処理期間

以下の品目について、検定に係る標準的事務処理期間（「標準的事務処理期間の設定等について」（昭和60年10月1日薬発第960号厚生省薬務局長通知）の記の第一の2（1）に規定する標準的事務処理期間をいう。以下同じ。）の見直しを行った。

- ① 細胞培養インフルエンザワクチン（H5N1株）  
パンデミック発生時は35日、パンデミック未発生時は70日とする。
- ② 沈降インフルエンザワクチン（H5N1株）  
中間段階について、パンデミック発生時は35日、パンデミック未発生時は70日とする。  
最終段階について、パンデミック発生時は35日、パンデミック未発生時は70日とする。

なお、現在、検定告示に基づき検定を要するものとして指定されている医薬品に係る標準的事務処理期間は別紙2のとおりであるので、参考にされたい。

## (別紙1)

検定を受けるべき医薬品	廃止する試験項目
乾燥弱毒生おたふくかぜワクチン(中間段階)	同定試験、動物接種試験
乾燥細胞培養痘そうワクチン(最終段階)	安定性試験
乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン	ホルムアルデヒド含量試験、含湿度試験
肺炎球菌ワクチン	エンドトキシン試験
沈降7価肺炎球菌結合型ワクチン(無毒性変異ジフテリア毒素結合体)(最終段階)	エンドトキシン試験
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン(最終段階)	エンドトキシン試験
乾燥弱毒生風しんワクチン(中間段階)	同定試験、動物接種試験
乾燥弱毒生麻しんワクチン(中間段階)	同定試験、動物接種試験
乾燥人フィブリノゲン	発熱試験
乾燥濃縮人血液凝固第VIII因子	凝固性たん白質含量試験、発熱試験
乾燥スルホ化人免疫グロブリン	発熱試験
pH4処理酸性人免疫グロブリン	発熱試験
ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	発熱試験
乾燥ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	発熱試験
人ハプトグロビン	たん白質含量試験、発熱試験

## (別紙2) 医薬品の検定に係る標準的事務処理期間(平成27年1月16日現在)

(下線部分は改正部分)

検定品目	標準的事務処理期間(日)	
インフルエンザワクチン	60	
インフルエンザHAワクチン	80	
細胞培養インフルエンザワクチン (H5N1株)	<u>パンデミック発生時</u> 35	
	<u>パンデミック未発生時</u> 70	
沈降インフルエンザワクチン (H5N1株)	中間段階	<u>パンデミック発生時</u> 35
		<u>パンデミック未発生時</u> 70
	最終段階	<u>パンデミック発生時</u> 35
		<u>パンデミック未発生時</u> 70
沈降細胞培養インフルエンザワクチン (H5N1株)	中間段階	<u>パンデミック発生時</u> 35
		<u>パンデミック未発生時</u> 70
	最終段階	<u>パンデミック発生時</u> 35
		<u>パンデミック未発生時</u> 70
乳濁A型インフルエンザHAワクチン (H1N1株)	35	
乳濁細胞培養インフルエンザHAワクチン(H5N1株)	<u>パンデミック発生時</u>	35
	<u>パンデミック未発生時</u>	70
乳濁細胞培養A型インフルエンザHAワクチン (H1N1株)	35	
乾燥組織培養不活化A型肝炎ワクチン	100	
乾燥弱毒生おたふくかぜワクチン	中間段階	120
	最終段階	60
ガスえそウマ抗毒素(ガスえそ抗毒素)	70	
乾燥ガスえそウマ抗毒素(乾燥ガスえそ抗毒素)	70	
不活化狂犬病ワクチン	70	
乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン	80	
コレラワクチン	60	
乾燥ジフテリアウマ抗毒素(乾燥ジフテリア抗毒素)	70	
ジフテリアトキソイド	70	
沈降ジフテリアトキソイド	70	
成人用沈降ジフテリアトキソイド	70	
ジフテリア破傷風混合トキソイド	70	
沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド	70	

検定品目	標準的事務処理期間（日）
水痘抗原	40
乾燥弱毒生水痘ワクチン	60
4価髄膜炎菌ワクチン（ジフテリアトキソイド結合体）	60
腸チフスパラチフス混合ワクチン	60
精製ツベルクリン（一般診断用）	80
痘そうワクチン（痘苗）	中間段階
	最終段階
乾燥痘そうワクチン（乾燥痘苗）	中間段階
	最終段階
組織培養痘そうワクチン	中間段階
	最終段階
乾燥細胞培養痘そうワクチン	中間段階
	最終段階
日本脳炎ワクチン	80
乾燥日本脳炎ワクチン	80
乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン	80
肺炎球菌ワクチン	60
沈降7価肺炎球菌結合型ワクチン（無毒性変異ジフテリア毒素結合体）	60
沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン（無毒性変異ジフテリア毒素結合体）	60
破傷風トキソイド	70
沈降破傷風トキソイド	70
乾燥はぶウマ抗毒素（乾燥はぶ抗毒素）	70
沈降B型肝炎ワクチン	80
沈降B型肝炎ワクチン（h u G K - 1 4 細胞由来）	80
組換え沈降B型肝炎ワクチン（酵母由来）	80
組換え沈降B型肝炎ワクチン（チャイニーズ・ハムスター卵巣細胞由来）	80
組換え沈降p r e - S 2 抗原・HBs抗原含有B型肝炎ワクチン（酵母由来）	80
乾燥B C G膀胱内用（コンノート株）	80
乾燥B C G膀胱内用（日本株）	80
乾燥B C Gワクチン	80
組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（イラクサギンウワバ細胞由来）	80

検定品目	標準的事務処理期間（日）	
組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（酵母由来）	80	
経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン	70	
百日せきワクチン	100	
沈降精製百日せきワクチン	100	
百日せきジフテリア混合ワクチン	中間段階	100
	最終段階	100
百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンに使用するジフテリアトキソイド原液（中間段階）	40	
百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンに使用する破傷風トキソイド原液（中間段階）	60	
百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン（最終段階）	130	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンに使用するジフテリアトキソイド原液（中間段階）	40	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンに使用する破傷風トキソイド原液（中間段階）	60	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン（最終段階）	130	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（セービン株）混合ワクチンに使用するジフテリアトキソイド原液（中間段階）	40	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（セービン株）混合ワクチンに使用する破傷風トキソイド原液（中間段階）	60	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（セービン株）混合ワクチンに使用するポリオウイルス3価混合原液（中間段階）	110	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（セービン株）混合ワクチン（最終段階）	130	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（ソークワクチン）混合ワクチンに使用するジフテリアトキソイド原液（中間段階）	40	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（ソーカワクチン）混合ワクチンに使用する破傷風トキソイド原液（中間段階）	60	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（ソーカワクチン）混合ワクチン（最終段階）	130	
乾燥弱毒生風しんワクチン	中間段階	120
	最終段階	60

検定品目	標準的事務処理期間（日）	
乾燥ヘモフィルス b型ワクチン（破傷風トキソイド結合体）	60	
沈降ヘモフィルス b型ワクチン（無毒性変異ジフテリア毒素結合体）	60	
発しんチフスワクチン	70	
乾燥ボツリヌスウマ抗毒素（乾燥ボツリヌス抗毒素）	70	
経口生ポリオワクチン	中間段階	160
	最終段階	70
不活化ポリオワクチン（ソークワクチン）	70	
乾燥弱毒生麻しんワクチン	中間段階	120
	最終段階	60
乾燥弱毒生麻しんおたふくかぜ風しん混合ワクチン	中間段階	120
	最終段階	60
乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン	中間段階	120
	最終段階	60
乾燥まむしウマ抗毒素（乾燥まむし抗毒素）	70	
5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン	70	
ワイル病秋やみ混合ワクチン	70	
加熱人血漿たん白	50	
人血清アルブミン	50	
乾燥人フィブリノゲン	50	
乾燥濃縮人血液凝固第VII因子	50	
乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第VII因子	60	
人免疫グロブリン	60	
アルキル化人免疫グロブリン	60	
乾燥イオン交換樹脂処理人免疫グロブリン	60	
乾燥スルホ化人免疫グロブリン	60	
pH 4処理酸性人免疫グロブリン	60	
pH 4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）	60	
乾燥pH 4処理人免疫グロブリン	60	
乾燥プラスミン処理人免疫グロブリン	60	
乾燥ペプシン処理人免疫グロブリン	60	
ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	60	
乾燥ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	60	

検定品目	標準的事務処理期間（日）
抗H B s 人免疫グロブリン	60
乾燥抗H B s 人免疫グロブリン	60
ポリエチレングリコール処理抗H B s 人免疫グロブリン	60
乾燥ポリエチレングリコール処理抗H B s 人免疫グロブリン	60
抗D（R h o）人免疫グロブリン	50
乾燥抗D（R h o）人免疫グロブリン	50
抗破傷風人免疫グロブリン	60
乾燥抗破傷風人免疫グロブリン	60
ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン	60
乾燥ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン	60
乾燥濃縮人アンチトロンビンIII	60
人ハプトグロビン	60

(備考) 再拔取り、再試験に要する期間を含まない。

(号外)  
独立行政法人国立印刷局

四 次

〔条 約〕

- 原子力損害の補完的な補償に関する

条約

〔省 令〕

- 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(厚生労働四)

規則

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人

法規

- 厚生労働大臣が定める現物給与の価

額

- 厚生労働大臣が定める現物給与の価額の一部を改正する件(厚生労働五)

外務

- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第

法律

- 四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件(同六)

規制

- 国土感染症研究所試験検査依頼規程の一部を改正する件(同八)

規程

- 国土感染症研究所製品交付規程の一

規程

- 土砂災害防止対策基本指針

国土交通

- 児童福祉法に基づく指定通所支援の一部を改正する省令(同六)

規制

- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施

規制

- る基準の一部を改正する省令(同七)

規制

- エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省

規制

- 令(経済産業一)

署

署

元

二

三

四

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

〔公 告〕  
諸事項裁判所  
破産、免責関係

独立行政法人製品評価技術基盤機構

計量法第一四三条第一項の規定に基づく登録、独立行政法人都市再生機構、平成二十六年度マンション管理

士試験合格者関係

地方公共団体

行旅死亡人、公示送達関係

会社その他

会社決算公告

本号で公布された  
法令のあらまし

△原子力損害の補完的な補償に関する条約(条約第一号)(外務省)

この条約は、締約国間で補完的な資金調達の制度を設けることや、事故発生国に裁判管轄権が専属すること等を定めるものであり、前文、本文二七箇条及び末文並びにこの条約の不可分の一部を成す附属書から成る。その概要是、次のとおりである。

この条約は、ウイーン条約若しくはパリ条約のいずれかを実施する国内法令又は条約の附属書の規定に適合する国内法令に従つて設けられる各締約国の賠償又は補償の制度を補完することを目的とする。条約の制度は、締約国の領域内に所在し、平和的・目的のために使用される原子力施設の事業者が責任を負う原子力損害に関するもの等が利用可能であることを確保し、また、この金額に加え、締約国は、三億SDR、又は三億SDR以上の金額であつて原子力事故に先立ついづれかの時点において寄託者が明示するものが利用可能であることを確保し、また、この金額に加え、締約国は、第四条に規定する計算式に従つて公的資金を利用可能とする。これらに基づく原子力損害の賠償又は補償は、国籍、住所等による差別なく、公平に分配される。(第三条及び第四条関係)

2 一方の原子力事故当たりの原子力損害の賠償又は補償について、施設国は、三億SDR、又は三億SDR以上の金額であつて原子力事故に先立ついづれかの時点において寄託者が明示するものが利用可能であることを確保し、また、この金額に加え、締約国は、第四条に規定する計算式に従つて公的資金を利用可能とする。これらに基づく原子力損害の賠償又は補償は、国籍、住所等による差別なく、公平に分配される。(第三条及び第四条関係)

3 第三条に規定する資金は、締約国の裁判所が管轄権を有することを条件として、締約国の領域内において生ずる原子力損害や締約国の領海を越える海域又はその上空において生ずる一定の原子力損害等を使用する。(第五条関係)

4 自国の裁判所が管轄権を有する締約国は、原子力事故により生ずる損害が第三条の規定に従つて利用可能とされる金額を超えて、又は超えることが見込まれ、かつ、第三条の規定に基づく拠出金が必要となる可能性があると認める場合には、他の締約国に対し当該原子力事故について直ちに通報する。(第六条関係)





平成27年1月16日 金曜日 第9号(外)

## ハブトグロビン

93,300円  
2本

内容量が100mLであるとき。

## ○生標示細胞培養の際試験用液生地中を含むセラクチノ(中間段階)田中の「3.3.1を除く。」を

改め、同項最終段階での田中の「3.3.1を除く。」を「3.3.2.1及び3.3.3を除く。」とする。

ウ サックリングマウスによる場合  
エ SDS一ポリアクリアミドゲル電気泳動法によるウイルス核酸又は  
たん白の解析286,700円  
51,200円

[3.3.1、3.3.2.1及び3.3.3を除く。]を改め、同項乾燥細胞培養液セラクチノ(最終段階)の田中の「3.4.2及び3.4.5を除く。」を「3.4.1及び3.4.3」に改め、同項乾燥細胞培養田中温度70℃改め、同項最終段階での田中の「3.4.2.3、3.4.4、3.4.6及び3.4.10を除く。」を「3.4.3.3.3.7、3.3.8及び3.3.9」に改め、同項最終段階での田中の「3.4.2」を「3.4.2.1」と改め、同項沈降精製百田中を「3.4.2.4、3.3.6、3.3.8、3.3.9、3.3.10及び3.3.11」に改め、同項乾燥弱毒牛風ふき立クチノ(中間段階)及び乾燥弱毒生地中を「3.4.2.7」を「及び3.2.4」に改め、同項沈降70℃改め、同項乾燥濃縮人血液凝固因子の田中の「3.2.1、3.2.2、3.2.3、3.2.5及び3.2.12を除く。」を「3.2.4、3.3.6、3.3.8、3.3.9、3.3.10及び3.3.11」に改め、同項乾燥弱毒牛風ふき立クチノ(中間段階)及び乾燥弱毒生地中を「3.3.1」に改め、同項沈降70℃改め、同項乾燥濃縮人血液凝固因子の田中の「3.4、3.7及び3.10」を削り、同項乾燥ペルカリ化免疫グローブリーンの田中の「3.9」を削り、同項人γ-グローバル蛋白質酸性人免疫グローブリーンの田中の「3.7」を削り、同項乾燥牛γ-グローブリーンの田中の「3.7及び3.8」を「及び3.8」に改め、同項乾燥牛γ-グローブリーンの田中の「3.9及び3.10」を「及び3.10」に改め、同項人γ-グローバル蛋白質酸性人免疫グローブリーンの田中の「3.2、3.4、3.7及び3.8」を「3.4及び3.8」に改め。

2 輸血用血液及び血液成分の試験検査  
(1) 人全血液  
(2) 人赤血球液  
(3) 解凍人赤血球液  
(4) 洗浄人赤血球液  
(5) 新鮮凍結人血漿  
(6) 人血小板濃厚液  
(7) 乾燥人血液凝固第V因子  
(8) 乾燥人血液凝固第IX因子複合体  
(9) 乾燥濃縮人血液凝固第IX因子  
(10) ヒスタミン加入免疫グローブリン(乾燥)  
ア 原血漿が3人分以下の場合  
イ 原血漿が50人分以上の場合  
イ(7) 発熱試験法によるとき  
イ(8) エンドトキシン試験法によるとき  
イ(9) 発熱試験法によるとき  
イ(10) ヒスタミン加入免疫グローブリン(乾燥)  
ア 発熱試験法によるとき  
イ エンドトキシン試験法によるとき  
イ(10) ヒスタミン加入免疫グローブリン(乾燥)  
ア 発熱試験法によるとき  
イ エンドトキシン試験法によるとき

別表第一(第五条関係)	試験検査項目	手数料
1 ウィルスに因起する疾病に関する試験検査		
(1) 血管結合抗体測定試験	281,200円	
(2) 赤血球凝集抑制試験	281,200円	
(3) 赤血球凝集反応試験	281,200円	
(4) ウィルス分離試験	74,700円	
ア 細胞培養による場合	128,500円	
イ ふ化鶏卵による場合	136,900円	
ウ サックリングマウスによる場合		
(5) 中和抗体価測定試験		
ア 細胞培養による場合	169,400円	
イ ふ化鶏卵による場合	143,700円	
ウ サックリングマウスによる場合	286,700円	
(6) 酸耐性試験	186,700円	
(7) 热耐性試験	186,700円	
(8) エーテル耐性試験	186,700円	
(9) DNA阻害剤耐性試験	169,400円	
ア 細胞培養による場合	186,700円	
イ ふ化鶏卵による場合	143,700円	

別表第二(第七条関係)	試験検査成績書副本交付手数料	手数料
和文 一通につき		
和文 以外 一通につき		

○厚生労働省指令第八號  
□ 国立感染症研究所試験検査依頼規程(昭和三十四年厚生省告示第八十三号)の一部を次のように改め  
平成二十七年一月十六日  
別表を次のとおりに改め。

別表(第三条関係)	製品の名称	数量	交付手数料
1 生物学的製剤国内標準品及び生物学的製剤国内参考品	1本(10cc)	38,200円	
(1) 抗原 標準インフルエンザワクチン(CCA用) 参照インフルエンザワクチン(卵中和試験用)	1本(10cc)	54,500円	